

安 全 報 告 書

～ 令和3年度の結果と令和4年度の計画 ～

運輸安全マネジメントに関する取組状況について



令和4年7月8日
京都市交通局 自動車部

目 次

1	安全報告書の公表にあたって	2
2	輸送の安全に関する基本的な方針	3
3	輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	4
4	令和3年度の輸送の安全に関する目標及びその達成状況	5
5	輸送の安全のために講じた措置	7
6	輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容	18
7	令和4年度の輸送の安全に関する計画	20
8	輸送の安全のために講じようとする措置	22
9	輸送の安全のための予算	27
10	事故、災害等に関する報告連絡体制	28
11	安全管理規程	30

1 安全報告書の公表にあたって

日頃は、京都市バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

また、当局の新型コロナウイルス感染予防に関する取組に、ご理解・ご協力いただきまして、感謝申し上げます。

今般、自動車事業における運輸安全マネジメントに基づき、市バスの安全運行に関する令和3年度の結果と、令和4年度の計画を取りまとめましたので、公表いたします。

京都市バスは、市民の皆様の暮らしや経済活動を支えるとともに、京都を訪れる観光客の皆様にご利用いただく便利な公共交通機関として、常に「安全・安心・快適」なサービスに心がけており、特に、「輸送の安全は事業の根幹である」との認識のもと、全力で事故防止に取り組んでまいりました。

令和3年度の結果につきましては、目標に掲げた「重大事故の発生0件」及び「10万km当たりの有責事故件数0.186件以下」のうち、「10万km当たりの有責事故件数」については、目標を達成することができましたが、残念ながら、令和3年5月18日、運転士の安全確認不足により、重大事故を1件発生させてしまいました。お怪我をされたお客様には心よりお詫び申し上げますとともに、市バスをご利用いただくお客様のご期待を裏切る結果となったことを真摯に受け止め、輸送の安全に対する取組の一層の充実を図っていく決意であります。

新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が激変し、極めて厳しい財政状況ではありますが、お客様を「安全・安心・快適」に目的地までお運びするという揺るがぬ使命のもと、全職員一丸となって、さらなる輸送の安全を追求してまいります。

令和 4年 7月 9日
京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸



2 輸送の安全に関する基本的な方針

京都市公営企業管理者交通局長は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、自動車運送事業において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、安全に関する意見等に真摯に耳を傾けるなど自動車運送事業の状況を十分に踏まえつつ、企画総務部及び自動車部に所属する職員(以下「職員」という。)に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

交通局は、

- 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- 自然災害の発生時には、お客様、市民、職員の安全確保を最優先とし、関係各所と連携して被害軽減を図り、事業継続に努める。
- 管理の受委託に係る安全対策として、交通局・受託事業者の双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力・連携することにより、一丸となって輸送の安全性向上に努める。

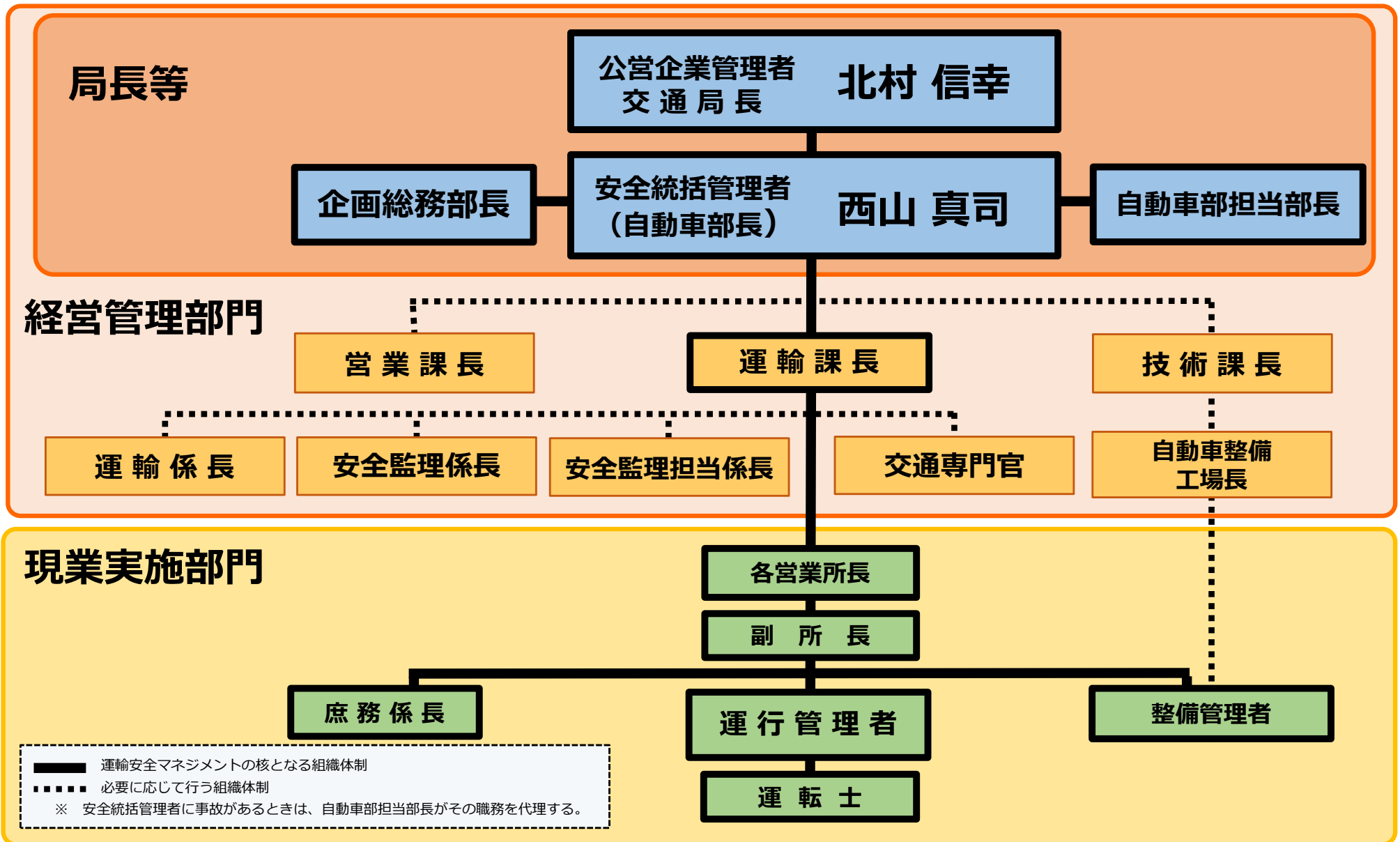
6つの安全重点施策

- ① 輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底
- ② 輸送の安全に関する内部監査の実施
- ③ 輸送の安全に関する情報の共有と活用
- ④ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施
- ⑤ 事故防止のための啓発活動の推進
- ⑥ 輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備

3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

◆自動車運送事業安全マネジメントに係る組織体制

※ 道路運送法に基づき「安全統括管理者」を選任しています



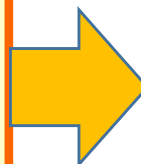
4 令和3年度の輸送の安全に関する目標及びその達成状況

◆実施結果について

重大事故については、令和3年5月18日（火）207号系統（九条営業所）が四条堀川東行停留所において、運転士が、乗車中のお客様を確認せずに扉を閉めたため転倒させ、大腿部骨折の重傷を負わせる事故を1件発生させてしまい、安全目標の達成には至りませんでした。

目 標

重大事故 **0 件**
有責事故 10万km当たり
 0.186件以下



結 果

重大事故 **1 件**
有責事故 10万km当たり
 0.159件



有責事故件数については10万km当たり0.159件となり、令和3年度の目標としていた10万km当たり0.186件を下回る結果となり、目標を達成することができました。

◆有責事故の内訳（令和3年度）

区 分	人 身	物 損	合 計
歩行者接触	0 件	0 件	0 件
車内事故	15 件	0 件	15 件
自動車接触等	7 件	27 件	34 件
合 計	22 件	27 件	49 件

※上記のほか、車両故障による運行中止が63件ありました。（令和2年度より17件減少）

5 輸送の安全のために講じた措置

◆令和3年度の運輸安全マネジメントに伴う取組結果表

すべてのお客様に信頼される安全の追及に向け、6つの安全重点施策及びその細目である22の実施計画に取り組みました。

また、これらの取組に加え、バス停留所の安全性確保に引き続き取り組むとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止対策についても、ガイドライン等に従い取り組みました。

安全重点施策	区分	実施計画		実施状況※
①輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底		1	法令遵守と基本動作の徹底	○
		2	安全スローガン、事故防止通年目標及び各営業所ごとの年度目標設定・周知	○
	充実	3	厳正な点呼の実施	○
	充実	4	ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進	○
		5	走行危険箇所の確認と見直し	○
		6	運転士全員に対する個人面談及びアンケートの実施	○
		7	添乗調査及び主要バス停、踏切道等における運転操作の立地調査	○
②輸送の安全に関する内部監査の実施		8	内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施	○
		9	「輸送の安全の確保」に必要なマニュアルの点検と見直しの実施	○
	充実	10	自然災害の発生に備えた対応	○

安全重点施策	区分	実施計画		実施状況※
③輸送の安全に関する情報の共有と活用		11	事故防止対策検討ワーキングの開催	○
		12	事故の分析と活用及びヒヤリハット収集強化	○
		13	安全統括管理者会議等、各種会議体の開催	○
④輸送の安全に関する教育及び研修の実施	充実	14	運転士に対する指導・研修の実施	○
		15	運行管理者に対する研修の実施	○
		16	安全意識向上ミーティングの開催	○
		17	高齢者の方や障害のある方への接遇・介助力の向上に向けた研修の充実	○
	新規	18	警察、消防等、関係機関と連携した訓練の実施	※
⑤事故防止のための啓発活動の推進		19	関係機関と連携した啓発活動の実施	○
		20	事故防止に向けた対策と啓発の実施	○
⑥輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備	新規	21	高齢者に対する啓発の実施	○
		22	車両整備に関する監査、指導の実施及び整備担当者会議の開催	○

※（実施状況について） ○：実施済 △：一部未実施 ×：未実施 ※：新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止

◆ 主な取組内容

■ 重大事故の発生を受けた取組

5月18日発生の重大事故の概要

令和3年5月18日（火）11時14分頃、207号系統（九条営業所）が四条堀川東行停留所において、運転士が乗車中のお客様を確認せずに扉を閉めたため転倒させ、大腿部骨折の重傷を負わせました。

同年7月6日に近畿運輸局京都運輸支局による監査を受け、8月26日付けで、「運転士に対する指導監督義務違反（一部不適切（初違反））」があったとして、文書警告処分を受けました。

再発防止のための取組

1. 委託先営業所長を含めた全営業所長への周知徹底

全市バス安全運行推進会議を開催し、情報共有及び乗降客取扱いにおける安全確認の徹底を指示しました。

2. 運転士への周知徹底

全運転士に対して停留所での扉操作時は、乗客の安全確認を徹底し、確実に扉操作を行うよう、あらためて手順の確認を周知しました。

3. 適正な点呼執行状況の確認

7/20と9/21の早朝時間帯に所長・副所長・運輸課幹部職員が点呼を視察・確認しました。

4. 運転士に対する研修の実施

外部講師（N A S V A）による全運転士を対象とした事故防止重点研修を開催し扉操作の手順について再徹底を図りました。

5. 運行管理者に対する指導能力向上研修の実施

外部講師（N A S V A）による運行管理者指導能力向上研修を開催し、本事案についての指導方法を共有しました。

6. 閉扉の際の車外マイクの使用

車外マイクを活用し、閉扉時における注意喚起を行うよう全運転士に周知しました。

7. 乗車口付近のモニター確認による安全性向上

ドライブレコーダー更新に合わせ、左側方の映像をバックモニターに映し、安全確認が行えるよう改良しました。

8. 添乗調査及び立地調査の実施

毎月実施している自動車部役付職員による添乗調査や立地調査において、本事案に関する注意事項が実践されているか確認することとしました。

■ 【新規】 警察、消防等、関係機関と連携した訓練の実施

【「令和3年度の運輸安全マネジメントに伴う取組結果表」18】

これまでも、営業所単位では、様々な訓練を行っていますが、令和3年度は、全営業所合同で、他車との事故により、車内で多数の負傷者が発生したという想定での訓練を、警察署及び消防署との合同で実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大(第6波)の影響により、実施を見送りました。

■ 【新規】 高齢者に対する啓発の実施

【「令和3年度の運輸安全マネジメントに伴う取組結果表」21】

高齢のお客様が車内で転倒された場合、骨折等重症化する傾向があり、治療も長期化するケースが増えています。

運転士の安全確認はもとより、お客様自身も注意していただくため、車内に啓発のポスターを掲示し周知を図りました。



令和4年1月～ バス車内に掲示

■ 【充実】 厳正な点呼の実施

■ 【充実】 自然災害の発生に備えた対応

【「令和3年度の運輸安全マネジメントに伴う取組結果表」3、10】

様々な事案発生時に、運行管理者自ら考えて的確に判断できるよう、外部機関の自動車事故対策機構(NASVA)による研修を実施し、意見交換することにより、乗務員の指導監督を行うスキルの向上と、点呼業務の重要性を再認識させました。

今回の研修では、点呼業務の重要性に加え、洪水をはじめとした防災に対する意識向上と、自然災害の発生時における事業継続に向けた対応と事前の備えについて再確認するとともに、事後申告により判明した車内事故への対応について討論を行いました。さらに、研修後半には当日の研修資料から出題した理解度テストを実施し、その後、答え合わせとともに回答を丁寧に説明し、より理解を深められるよう、研修の充実を図りました。



研修用パワーポイント資料



運行管理者指導能力向上研修

点呼とは

運行管理者と乗務員との間で、安全なバス運行を確保するために、バスに乗務する前と乗務後に、乗務員の健康状態の把握、天候、道路、交通状況等の情報交換や運行に必要な指示伝達などを行うものであり、法令で点呼の実施が義務づけられています。

■ 【充実】 ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進

【「令和3年度の運輸安全マネジメントに伴う取組結果表」4】

ドライブレコーダー機器の更新

ドライブレコーダーの機器更新に合わせ、前方カメラと車外左右側方カメラを高解像度化(デジタル化)し、事故発生時における交差点での信号の色等がより判別しやすくなるようにするとともに、車体前部左右角面に新たにカメラを設置し、これまで死角となっていた箇所を解消することで、事故の詳細な状況と原因の特定を容易にすることで早期解決につなげていくこととしました。

また、左側方のカメラ映像をバックモニターに接続することにより、停留所付近を広く確認できるように改良し、特に夜間の視認性向上を図りました。

令和3年度には直営営業所の全車485両及び委託先へ移動した15両の計500両の更新を完了しました。



1両当たり7台分のカメラ映像



バックモニターに左後方の映像を映すことを可能にしました

■ 【充実】 運転士に対する指導・研修の実施

【「令和3年度の運輸安全マネジメントに伴う取組結果表」14】

経験の浅い運転士への指導の強化

令和2年度、入局2年未満の運転経験が浅い運転士による事故が最も多く発生（11件）したことから、令和3年度は、入局2年未満で、同時に採用した運転士を集めた研修を実施しました。

今回の研修では、実際に入局2年未満の運転士が発生させた事故のドライブレコーダー映像と、事前提出させたヒヤリハット情報や、ファインプレーの映像を視聴し、事故を起こした運転士が事故概要を説明して、それに対して他の運転士が意見を述べあい、再発防止の徹底と事故防止に対する意識の向上を図るとともに、今後の安全運行に向けた個人目標を設定させました。

各営業所独自の取組

各営業所において、運転士と協力してドライブレコーダーの映像を活用した事故防止勉強会や、安全空間確認ラインの活用促進運動の強化、早発防止対策の停留所立地、早朝の点呼立会い、適性診断結果によるカウンセリング、全運転士の運転特性と接遇スキルの確認のための添乗モニター等、営業所独自の取組を実施しています。

令和3年度においては、営業所ごとに令和2年度の事故発生状況を検証し、更なる事故削減に向けて、各事業に取り組みました。また、10月～12月に行った合同所属研修では、各営業所の副所長が連携して、本局の提供したドライブレコーダーの映像を活用し資料を作成、講師となって事故防止研修を実施し、運転士の指導教育を行いました。

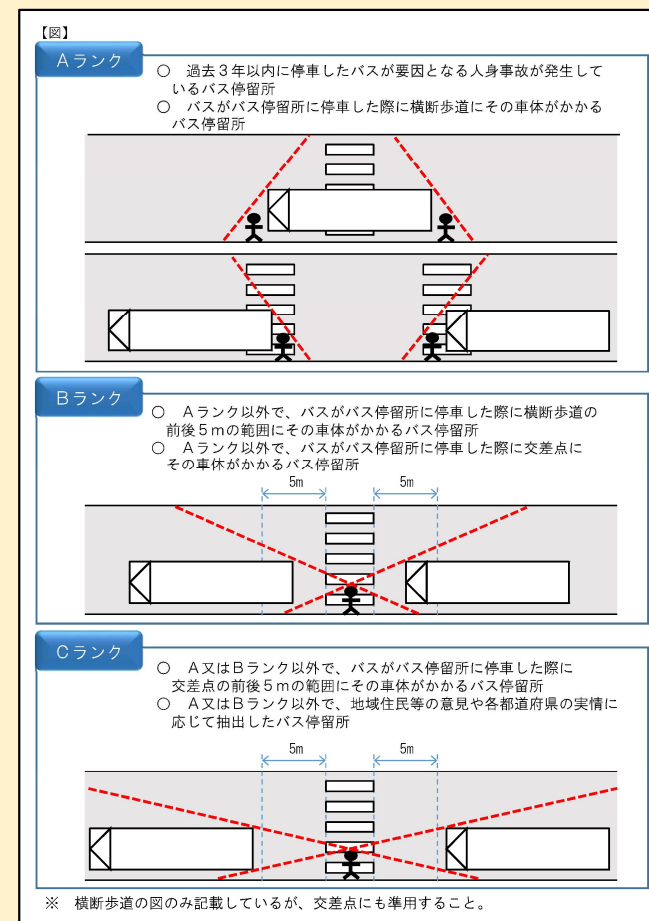
■ バス停留所の安全性確保に向けた取組

平成30年8月に横浜市内のバス停留所で発生した死亡事故を受け、国土交通省からの要請に基づき抽出された停留所について安全対策が必要と考えられる市バス停留所93箇所への対策について、バス停や車内モニターへの啓発文の掲出や車内放送による啓発アナウンスなどのソフト対策に加え、地域の自治会等にご協力を頂きながらバス停移設を進めてきました。

令和4年3月末時点では、安全な場所への移設を34箇所で行ったとともに、安全上の優先度を引下げる移設等（A→BやB→C）を8箇所で行い、これらの取組により最も安全対策が必要な優先度Aのバス停については全て解消しました。

残る59箇所については、バス停付近の電柱に注意喚起幕「この先バス停あり」を設置し、ソフト対策の充実を図りました。

R4.3.31時点	優先度A	優先度B	優先度C	計
公表バス停	8	53	32	93
解消済	8	15	11	34
安全対策検討中	0	38	21	59
うち移設予定	0	3	0	3



バス停留所のランク分け概要図
(出典 近畿運輸局ホームページ)

※バス停箇所数や移設箇所は令和4年3月末時点

※安全対策検討中の59箇所については、優先度の引下げを行った8箇所（A→B（3箇所）、B→C（5箇所））を含む。

■ 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組

交通局では、令和2年度から引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、対策と周知を確実にいき、お客様に安全・安心にご利用いただけるよう努めています。

職員、特にバス運転士については、出勤前の自主的な検温はもとより、毎日の始業点呼時等に感染症予防に関する注意事項の確認や、検温をはじめ、健康状態の確認を徹底し、また、施設と車両の消毒・換気等、感染予防対策を講じるとともに、お客様にも感染拡大防止にご理解とご協力を求めるよう取り組んでいます。

車両の抗ウイルス・抗菌加工（全市バス車両）

つり革・手すり・ガラス・座席シート・壁面など車両全般に、抗ウイルス・抗菌効果のあるコーティング剤を噴霧加工しております（全車対応完了）。

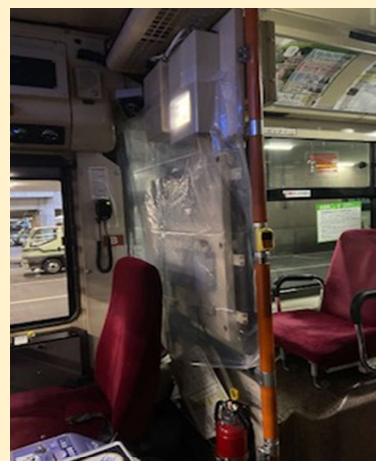
全ての車両には車内外から見えるよう、右図のステッカーを掲出しています。



車内の換気対策等

換気扇を常時稼働させるとともに、車内の窓の一部を開放しています。

左最前列客席の使用を禁止しているほか、運転席後部をビニールシートで覆うとともに、右最前列客席の混雑時以外のご利用を控えていただくよう案内文を掲出しています。



運転席後方にビニールシートで客席との飛沫感染を予防



新型コロナウイルス感染防止のため使用を制限している左側最前列座席

アルコール消毒液の設置

多くのお客様がご利用されるバスターミナル等において、案内所・定期券発売所内にアルコール消毒液を設置しています。

市バスをご利用のお客様に対するご協力依頼

新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための啓発を記載した「交通局ニュース」を、市バス全車内、案内所・定期券発売所で掲出し、ご協力をお願いしています。

交通局職員の感染防止

職員の感染予防対策及び健康状態の把握

- ・ マスク着用・手洗い・うがいの励行
- ・ 出勤前の検温及び点呼時の検温
- ・ 点呼場における防護ビニールカーテンの設置
- ・ 食堂、休憩所等にアクリルパーテーション設置



点呼場のビニールカーテン設置状況

6 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

安全管理体制が適切に機能しているか、また、各種取組が効果的に機能しているかを確認するため、総務課長をはじめとする内部監査員が、管理者、安全統括管理者、企画総務部長等の経営管理部門及び現業実施部門に対して、改善箇所や方法について助言する内部監査を実施しました。

■ 経営管理部門（令和3年12月20日実施）

主な監査項目及び監査結果	
監査項目	監査結果
安全方針が設定され全職員に周知されているか。また、経営トップと現場のコミュニケーションが適切に図られているか。	<p>部長会、所長会、部課長会、全市バス安全運行推進会議の開催、各営業所における事故防止対策検討ワーキングへの安全統括管理者の参画等に加え、副所長会において営業所におけるクラスター事案を踏まえた対策を検討するなど、安全を最優先とする経営トップの考えを全職員に周知するとともに、より効果的で安全に対する機運を高めるものとなるよう取り組まれていることを確認しました。</p> <p>また、大型2種免許を持たない方を対象とした採用試験を経た運転士など、経験の浅い運転士に対する指導を強化するなど事故防止に向けた取組を充実されていることを確認しました。</p> <p>さらに令和3年度からは、日常点検を運転士が実施することとしており、職員の安全意識の向上につながる取組となっていることについて評価します。引き続き整備部門との連携を図り、輸送の安全確保に努めていただきたい。</p>
法令等を遵守した業務が行われているか。また、業務の記録や引継ぎが適切に行われているか。	安全管理規程の策定及び改定、運行管理者の選解任の届出、路線の新設・変更の届出等、安全運行のために必要な業務について、法令等を遵守して適切に行われていることを確認しました。
輸送の安全に関する重点施策が適格性と有効性の面で遂行されているか。	安全重点施策に基づき作成された、令和2年度の運輸安全マネジメントの取組計画が着実に実行され、また、令和3年度からは令和2年度の実施結果を踏まえた充実が図られており、より効果的な取り組みとなるよう工夫されていることを確認しました。

■ 現業実施部門 監査結果 (直営 西賀茂営業所 令和3年12月15日実施)

営業所長・副所長・運行管理者へのインタビューにより、各々が自分の立場・役割を認識して事故防止に向け連携して取り組まれていることを確認しました。令和3年5月に九条営業所で発生した重大事故を受け、安全意識が向上するよう職員に周知徹底されるなど安全に対する機運を高める取組を進められている点について評価します。事故発生後は事故惹起者への指導だけではなく、原因の解明・分析をはじめ、運輸課や営業所との事案の共有、連携を行うなど更に再発防止に向けて努められることを期待します。

昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症が拡大する中、いかに緊張感を持って業務に携わってもらうかについて個々人への指導、健康管理等に苦心をしながら取り組まれていることを確認しました。感染拡大に備え継続的に取り組まれることを期待します。

また、令和3年度から日常点検を運転士が実施することで職員の安全意識の向上につながる取組となっていることについて評価します。引き続き整備部門との連携を図り、輸送の安全確保に努めていただきたい。

■ 現業実施部門 監査結果 (委託 錦林出張所 令和3年12月15日実施)

営業所長・副所長・運行管理者へのインタビューにより、貴社内において、経営トップが各会議等において課題意識を持って輸送の安全向上に向けた取組の実効性を高めるため尽力されるとともに、京都市交通局との情報連携について事務所内でしっかり共有されていることについて評価します。

特に、事故発生後はドライブレコーダーを活用し運転士に指導するなど工夫して事故防止の意識付けをされていることを確認しました。事故発生後は事故惹起者への指導だけではなく、原因の解明・分析をはじめ、貴社内、事務所内において事案の共有、連携を行うなど更に再発防止に向けて努められることを期待します。

また、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症が拡大する中、いかに緊張感を持って業務に携わってもらえるかについて個々人への指導、健康管理等に苦心をしながら取り組まれていることを確認しました。引き続き感染防止対策に効果的に取り組まれることを期待します。

7 令和4年度の輸送の安全に関する計画

◆安全目標について

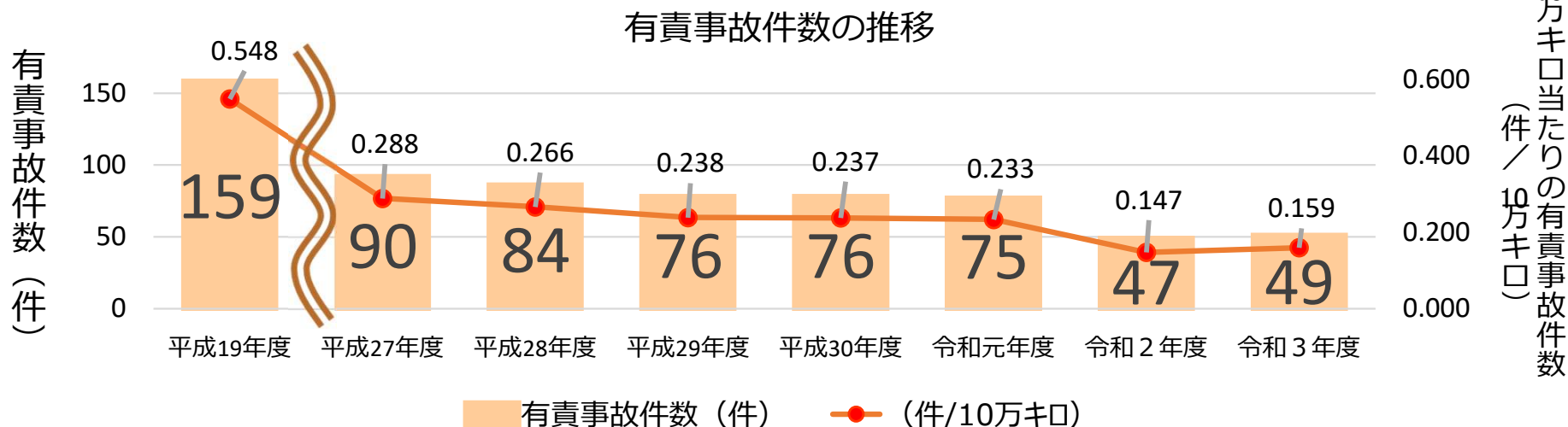
重大事故 0 件

走行距離10万km当たりの有責事故件数について、

0.174件を下回る（令和3年度10万km当たり0.186件の93.3% ※）

※ 令和4年度においては、令和4年3月の運転計画で走行距離が減少したことから、令和3年度の目標値に、走行距離の減少率を考慮した数値を目標に設定しました。

◆有責事故件数実績（年間総件数と走行キロ10万km当たりの件数の推移）



～更なる輸送の安全の確保の実現に向けて～

◆ 安全スローガン

「お客様第一、安全運行の徹底！」

(3つの約束)

「プロ意識を持つ」

「基本動作の徹底」

「親切なご案内」

令和4年度は、更なる輸送の安全の確保を実現するために、平成29年度から継続している「安全スローガン」を掲げ周知するとともに、3つの約束を確実に実践することで、安全意識の高揚とサービス規律の徹底に全力を挙げて取り組んでまいります。

8 輸送の安全のために講じようとする措置

■令和4年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表

令和4年度は、更なる安全の徹底に向け、有効性のある取組を実施するため、これまでの取組内容を評価した上で一部を見直し、6つの安全重点施策及びその細目である22の実施計画を策定し、取り組んでまいります。

安全重点施策	区分	実施計画	
①輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底		1	法令遵守と基本動作の徹底
		2	安全スローガン、事故防止通年目標及び各営業所ごとの年度目標設定・周知
		3	厳正な点呼の実施
	充実	4	ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進
		5	走行危険箇所の確認と見直し
		6	運転士全員に対する個人面談及びアンケートの実施
		7	添乗調査及び主要停留所、終点停留所等における運転操作の立地調査
②輸送の安全に関する必要な是正又は予防措置の実施		8	内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施
		9	「輸送の安全の確保」に必要なマニュアルの点検と見直しの実施
		10	安全意識向上ミーティングの開催

安全重点施策	区分	実施計画	
③ 輸送の安全に関する情報の共有と活用		11	事故防止対策検討ワーキングの開催
		12	事故の分析と活用及びファインプレー情報の収集強化
		13	全市バス安全運行推進会議等、各種会議体の開催
④ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施	充実	14	運転士に対する指導・研修の実施
		15	運行管理者に対する研修の実施
	新規	16	新型コロナウイルス感染拡大や自然災害の発生に備えた対応
		17	高齢者の方や障害のある方への接遇・介助力の向上に向けた研修の実施
		18	警察、消防等、関係機関と連携した訓練の実施
⑤ 事故防止のための啓発活動の推進		19	関係機関と連携した啓発活動の実施
	充実	20	事故防止に向けた対策と啓発の実施
		21	高齢者に対する啓発の実施
⑥ 輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備		22	車両整備に関する監査、指導の実施及び整備担当者会議の開催

◆ 主な取組内容

■ 【新規】 新型コロナウイルス感染拡大や自然災害の発生に備えた対応

【「令和4年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表」16】

非乗務員(元運転士)に対する定期乗務訓練の実施

令和3年8月下旬に猛威を振るった新型コロナウイルス感染拡大第5波では、烏丸営業所においてクラスターが発生し、多くの乗務員の休業により、バスの運行に支障が出る寸前の状況となりましたが、他の営業所から運転士を応援派遣することで急場を凌ぐことができました。しかし、複数の営業所でクラスターが発生した場合、運転士を応援派遣させること事体が難しい状況になると予想されるため、元運転士である非乗務員が臨時の運転士として乗務できるよう、各営業所において非乗務員の乗務練習を実施し、万々に備えましたが、今後の更なる感染拡大を見据えて、令和4年度は、新人運転士を養成している研修所の協力を得て、安全運転訓練車を活用した本格的な乗務訓練を定期的に実施し、万全の態勢で備えることとします。



JRA京都駐車場を利用した新人養成乗務訓練の様子

■ 【充実】 運転士に対する指導・研修の実施

【「令和4年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表」14】

経験の浅い運転士への指導教育の徹底

令和3年度は、入局2年未満の運転士を対象に、これまでの事故事例やヒヤリハット情報を活用した研修を実施しました。

令和4年度は、各営業所の副所長と研修所が連携して入局2年未満の運転士の添乗調査を行い、各運転士が研修の中で設定した事故防止の目標事項が継続して実践できているか確認し、あわせて面談指導することにより、安全意識の更なる向上に取り組むこととします。

全運転士を対象としたセーフティサポート研修2回目の実施

経験の浅い運転士を対象に行ってきた、安全運転訓練車を活用したセーフティサポート研修2回目の内容を、車内事故防止と安全空間確保の徹底を目的として、全運転士に対象を拡大して実施します。



安全運転訓練車

■ 【充実】 ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進

【「令和4年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表」4】

ドライブレコーダー機器の更新

令和3年度は、全801両のうち、直営営業所の485両と、委託先の15両の計500両に新型ドライブレコーダーの機器を更新しました。令和4年度は、同仕様の新型のドライブレコーダー機器によって、事故発生時の映像の鮮明化と死角部分の解消を目指すとともに、事故発生時の原因特定、並びに運転士へのよりの確な指導に活用することとし、安全運行の更なる推進と事故の削減を目的に、委託先の残り301両のドライブレコーダーの機器を更新します。

■ 【充実】 事故防止に向けた対策と啓発の実施

【「令和4年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表」20】

路線バスの停留所発進時におけるマナー（道路交通法31条の2）啓発実施

停留所からの発進時に乗用車と接触する事故や、接触を避けようと急ブレーキをかけることで車内転倒に至る事故が未だ無くないことを受けて、事故防止にはバス運転士の安全確認が重要ではありますが、周囲の車両にもご協力いただく必要があると思われることから、道路交通法31条の2で定められている「バス停に停止している路線バスが発進の合図を出したときは、それを妨げてはいけない」ことを周知するためのポスター等を作成し、警察等と協力して、啓発に努めてまいります。

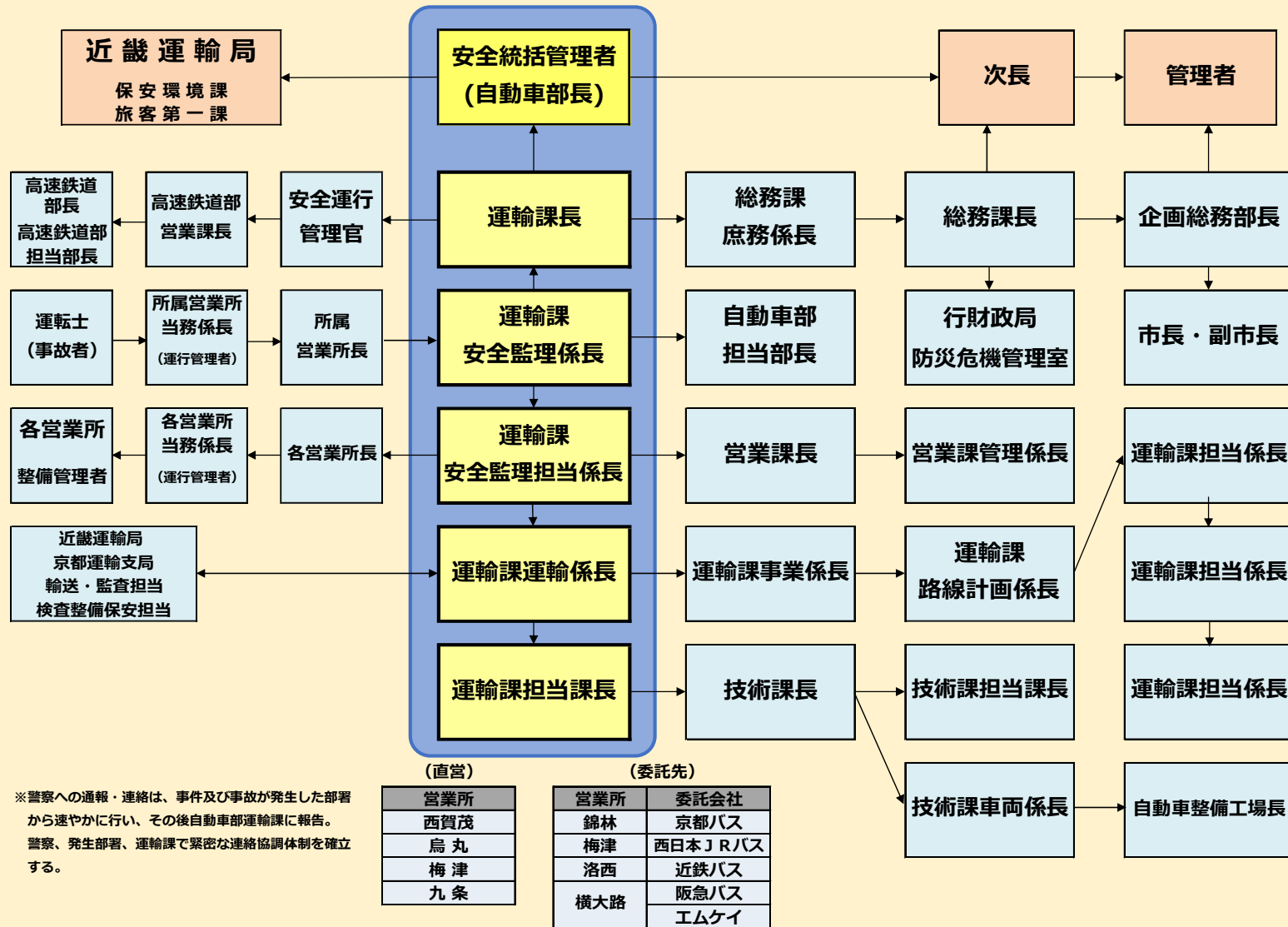
9 輸送の安全のための予算

■ 令和4年度予算

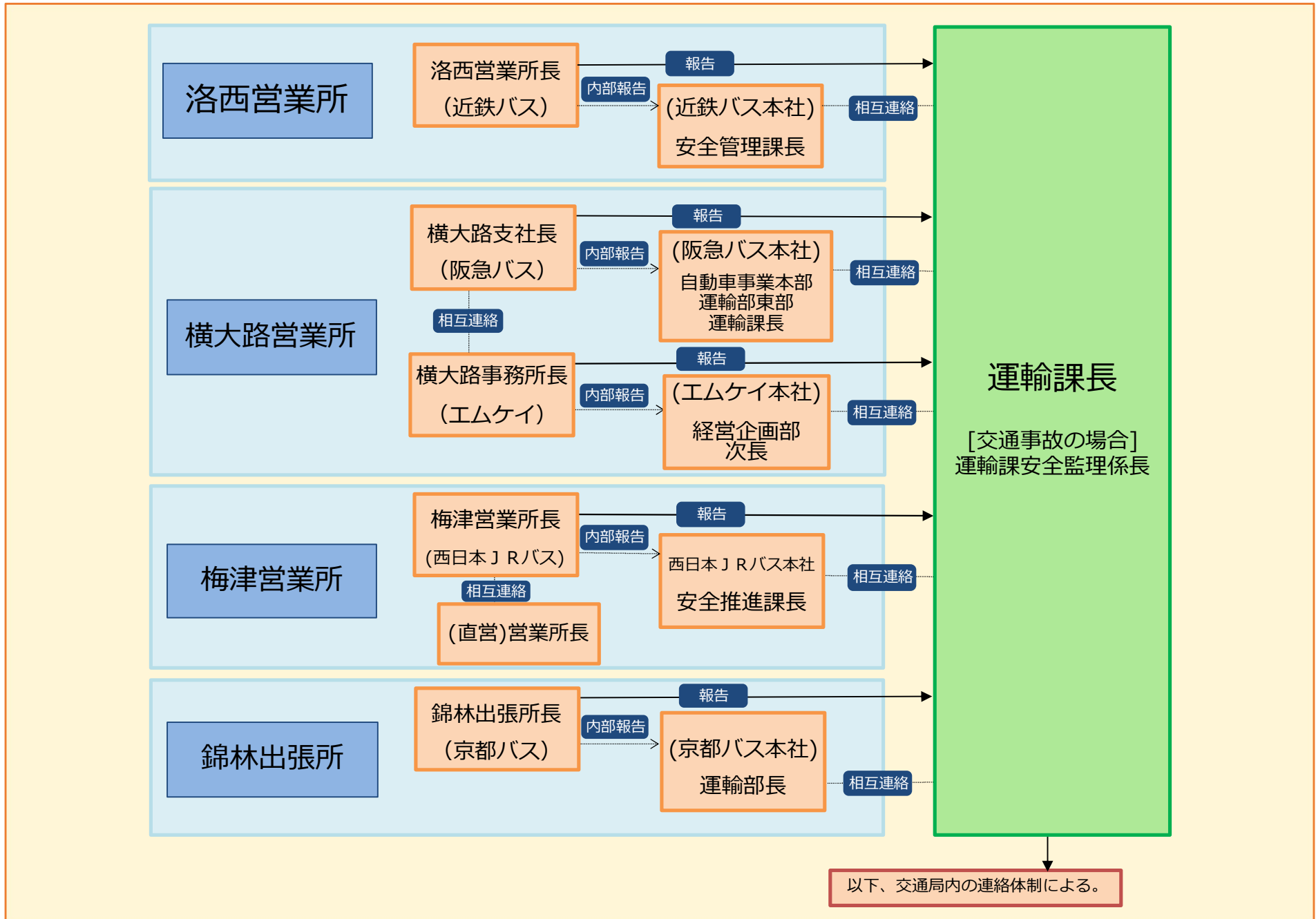
項目		予算額
研修・講習など安全運転推進費用		43,450千円
走行環境改善費用	バス専用レーン啓発チラシ 車内事故防止啓発チラシ等	386千円
施設・車両安全対策費用	車体更新、ドライブレコーダー更新、保守点検 設備保守点検修理、誘導・警備・警戒等	384,036千円
合計		427,872千円

10 事故、災害等に関する報告連絡体制

■ 緊急時の連絡体制



■ 緊急時の連絡体制（管理の受委託実施営業所）



11 安全管理規程

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等(第3条～第6条)
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制(第7条～第10条)
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法(第11条～第18条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の規定に基づき、輸送の安全を確保するため遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、京都市乗合自動車運送事業(法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下「自動車運送事業」という。)に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第3条** 京都市公営企業管理者交通局長(以下「局長」という。)は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、自動車運送事業において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、安全に関する意見等に真摯に耳を傾けるなど自動車運送事業の状況を十分に踏まえつつ、企画総務部及び自動車部に所属する職員(以下「職員」という。)に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2 局は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
 - 3 局は、管理の受委託に係る安全対策として、受委託事業者双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力連携することにより、一丸となって輸送の安全性向上に努める。

(輸送の安全に関する重点施策)

- 第4条** 局は、前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次の各号に掲げる事項を実施する。
- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及びこの規程に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する支出を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 局は、第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 局は、前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(局長等の責務)

第7条 局長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 局長、次長、企画総務部長、自動車部長等(以下「局長等」という。)は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、及び体制の構築等必要な措置を講じなければならない。
- 3 局長等は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重しなければならない。
- 4 局長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行わなければならない。

(組織)

第8条 局長は、次の各号に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するために自動車運送事業を統括する。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 自動車部運輸課長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長(出張所をおいた場合は、出張所長を含む。以下同じ。)を統括し、指導監督を行う。
 - 3 営業所長は、自動車部運輸課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所属内の各係を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者に事故があるときや重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第47条の5に規定する要件を満たす局長等の中から選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 職員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、職員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、局長等に報告すること。
- (6) 局長等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 輸送の安全に関する運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全に関する整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、職員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 局は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 局は、組織体制における意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に局内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、直ちに適切な措置を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は京都市交通局危機管理計画に定めるところによる。

2 局は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、局長等及び局内の必要な部等に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、局内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 局は、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)(以下「報告規則」という。)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 局は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに局長等に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 局は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 局は、次の各号に掲げる内容について、毎年度、外部に対し公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- (3) 報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
- (5) 輸送の安全に関する重点施策
- (6) 輸送の安全に関する計画
- (7) 輸送の安全に関する予算等実績額
- (8) 事故、災害等に関する報告連絡体制
- (9) 安全統括管理者
- (10) 安全管理規程
- (11) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
- (12) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 局は、輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、及び局長等に報告した是正措置等を記録する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年3月31日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。



Kyoto Municipal Transportation Bureau